

9 (参考) 各広域都市計画圏の図面イメージ

第3章の「2(1) 広域的な課題への対応と政令市との調整」の具体的な考え方(P.27~P.28)で示した広域都市計画圏の図面イメージを参考までに作成した。

この図面イメージには、既存の計画をもとに集約すべき拠点や交通ネットワークなどの配置とともに、かながわ都市マスタープランにおける水とみどりのネットワーク、河川の流域界や公園・緑地の広域的な広がりなどを示している。

図30 三浦半島広域都市計画圏の図面イメージ

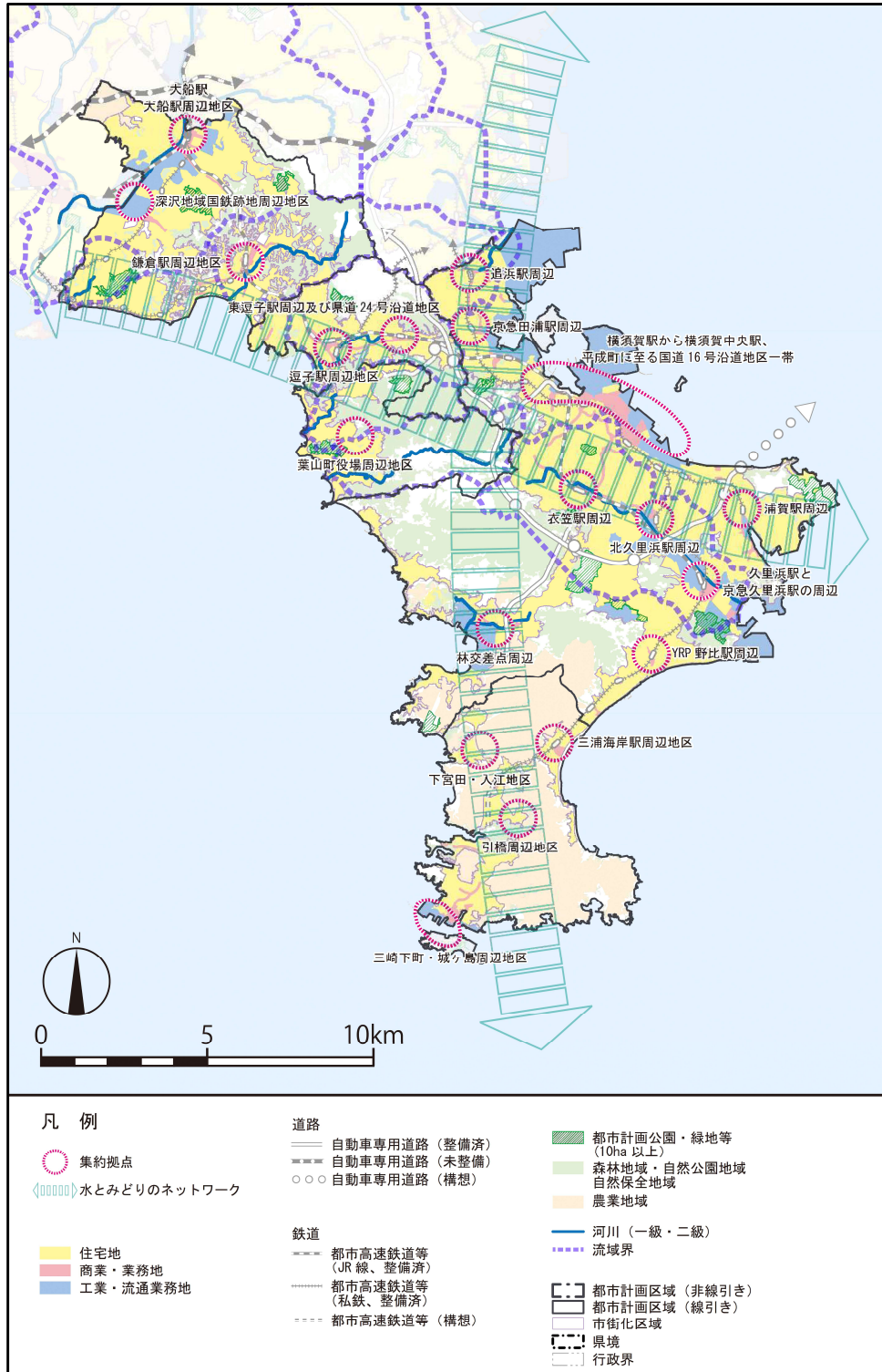


図 31 湘南広域都市計画圏の図面イメージ

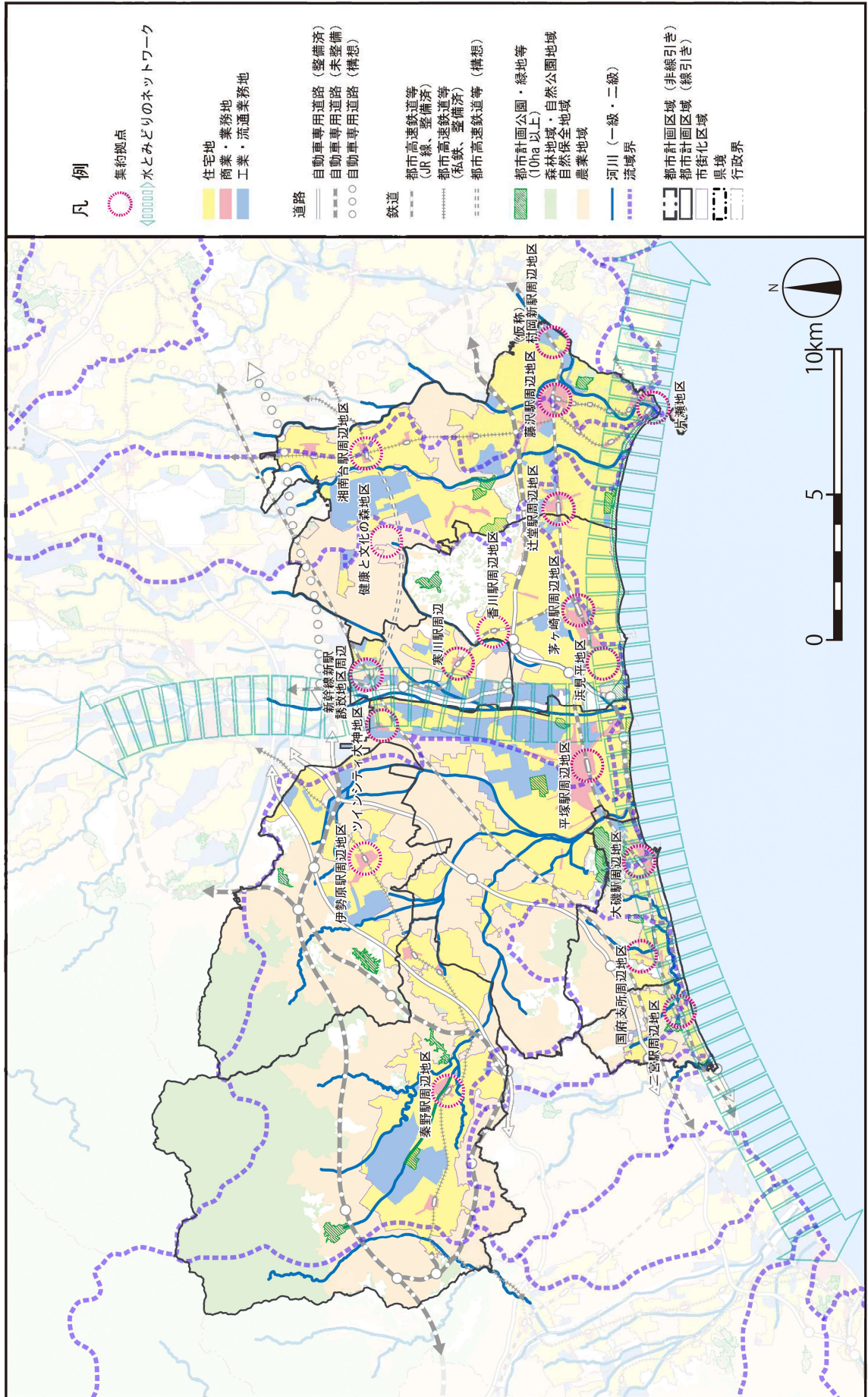
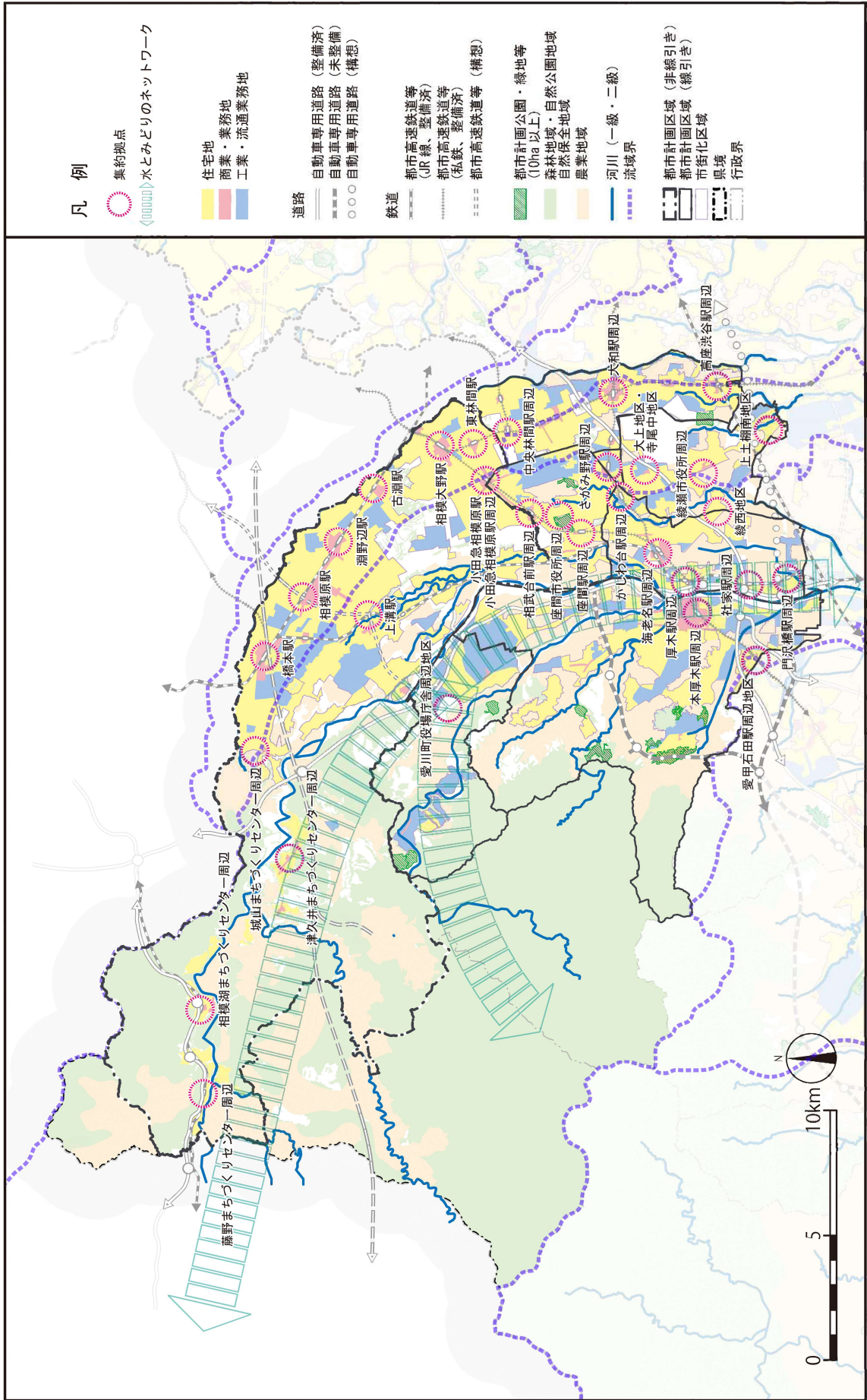


図 32 泉央広域都市計画圏の図面イメージ



※ 政令市においては、独自に都市計画区域マスタープランの策定権限を有しているが、神奈川県と政令市が広域的な課題を共有・調整することが望ましいため、参考までに作成した。

図 33 県西広域都市計画圏の図面イメージ

